

事 務 連 絡
平成 30 年（2018 年）11 月 29 日

各都道府県教育委員会教員免許事務担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について

平素より、教育行政の推進に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、内閣府地方分権改革推進室が実施する平成 30 年地方分権改革に関する提案募集において、No. 218 『特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務』の見直し」が熊本市から提出（別添：提案個票）され、その具体的支障の解消に向け、「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出書類等」に関する調査について（依頼）（平成 30 年地方分権改革に係る提案募集に関する調査について）」（平成 30 年 10 月 12 日事務連絡）による調査に御協力いただいたところです。

各都道府県教育委員会におかれましては、下記の本調査結果の概要及び留意点等を御参考とさせていただき、特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について、管内の市区町村教育委員会や学校法人等に過度な負担が生じないよう、必要に応じて届出に係る事務の効率的な実施について御検討いただくとともに、引き続き同制度の適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 調査結果の概要

(1) 届出書類について

- ・都道府県の多くが指定する様式での届出書のみとしていた。

【省令で定める事項の他に届出書に記載を必要としている事項の例】

- ・採用予定者の資格、免許
- ・採用予定者の学歴、業務歴 など

※指定様式による届出書に加えて、採用予定者の履歴書の提出を必要としている都道府県も一定数存在した。また、ごく少数ではあるが教育課程表や時間割表、指導計画書などの提出を必要としている都道府県もあった。

(2) 届出の時期について (※)

- ・都道府県のほとんどが「具体的な届出の時期の定めがない」か、または「採用予定から1～10日前の日まで」に届出時期を設定していた。
- ・その他、採用時期等により届出の時期を設定している都道府県もあった。

※教育職員免許法第3条の2第2項の定めにより、特別非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、授与権者に届け出なければならないとされている。

(3) 届出の方法について

- ・全ての都道府県が郵送での届出を受け付けていた。
- ・電子メールによる届出を受け付けている都道府県も少数あった。

2. 留意点等

(1) 特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について

特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出については、都道府県教育委員会で定めるところにより、例えば、電子メールにより受け付けることが可能であること、履歴書について採用時に提出したものの写しなど様式を指定しない書類により受け付けることが可能であること。また、省令に定める事項の他に教育委員会規則で定める届出事項や届出書以外の提出書類については、管内の市区町村教育委員会や学校法人等の負担も考慮しつつ、特別非常勤講師制度の適正な運用のため、適宜見直しを行うことが望ましいこと。

(2) 特別非常勤講師制度の活用について

特別非常勤講師制度は、学校の教育内容の多様化に資するよう、幅広い経験を有し、優れた知識や技術を持つ社会人を学校教育において活用できるようにすることを目的としたものであることから、各学校のニーズを踏まえ、積極的な活用を検討すること。

以上

<問合せ先>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 免許係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2033)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直し

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。

具体的な支障事例

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師(専門的な知識経験等を有する者を非常勤職員として雇用するもの)を任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第5条第7項で定める授与権者(都道府県教育委員会)に届け出なければならないことになっている。

各市町村で雇用しているにも関わらず、雇用した旨を都道府県教育委員会に届出る旨が同法に規定されているため、必要書類の作成等の事務の負担が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「特別非常勤講師の届出」の義務を撤廃することで、届出に必要な書類の作成が無くなり、事務量の軽減が期待出来る。

根拠法令等

教育職員免許法第3条の2、第5条第7項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高知県、北九州市

〇本市においても同様の課題があり、特別非常勤講師を任命する際に、県教育委員会に届出に係る必要書類の作成等の事務の負担が生じている。

各府省からの第1次回答

特別非常勤講師制度は、学校の教育内容の多様化に資するよう、幅広い経験を有し、優れた知識や技術を持つ社会人を学校教育において活用できるようにすることを目的に、教科の領域の一部に係る事項に限って、教員免許状を有しない者を非常勤講師として雇用し、教授することを認める制度であり、教員は相当の免許状を有する者でなければならないとする免許主義の例外として、昭和63年の教育職員免許法改正により導入され

た。導入当初は、授与権者の許可を受けることが必要とされていたところ、学校教育への社会人の参画を一層促進するため、平成10年の教育職員免許法改正により、その手続きを授与権者への届出に簡素化し、現状では、年間約2万件程度活用されている。

授与権者においては、本制度が要件を満たした形で適切に運用されていることを、届出内容の確認によって監督しており、本届出の手続きを撤廃することとした場合、制度の要件を逸脱した濫用を招きかねないことが懸念されるため、本届出の手続きを廃止することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

特別非常勤講師の届出内容に関する授与権者の確認については、高度に専門性を有するものとは思われず、授与権者から必要な引き継ぎ等を受けることにより、法令の趣旨に沿った適切な運用を行うことが可能であると考えている。

現在でも、免許状を有しない者を非常勤講師として採用する際には、本制度の要件を満たすかどうかの確認を慎重に行うなど、特にその運用に関しては配慮している。

以上のことから、授与権者への届出を廃止したとしても、懸念されている「制度の要件を逸脱した濫用」を招くとは考えられず、また、学校における働き方改革を進める中、学校及び教育委員会における事務の負担を少しでも軽減するため、前向きな検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

憲法及び教育基本法に定める教育の機会を確保するため、学校教育について公費を支出するとともに、公費によって支えられている学校教育の質を制度的に保障し、社会に対する説明責任を果たすため、学習指導要領、教科書、教職員の数及び質などに関する諸制度が定められている。

学校教育を実現するための人的組織として、教育職員及び他の職員が学校教育法等に規定されている。これらの教職員のうち、教育職員については、児童生徒の学習指導、評価等を行うなど学校教育の提供に関する重要な職責に鑑みて、その全員に免許状を保持する義務を課している(免許主義)。これによって、学校教育の質に対する社会的な信頼を制度的に確保するとともに、専門職としての教育職員の地位を明確にしている。

特別非常勤講師は、教科の領域の一部を教授する非常勤の講師(教育職員)であるが、免許状を有する教諭等と同様に児童生徒の学習指導、評価等を行うものであり、本来であれば相当する免許状を有する必要があるところ、学校の教育内容の多様化に資するよう、幅広い経験を有し、優れた知識や技術を持つ社会人を学校教育において活用できるようにすることを目的に、届出という行政手続を介することによって免許主義の例外を認めるものである。

届出制度は、免許状の授与・管理を行う都道府県教育委員会に関しては、特別非常勤講師の当該校における指導領域や指導計画上の位置づけなどを把握し、適切な運用がなされていない場合には指導監督を行うことを制度的に確保するものである。また、採用権者に関しては、届出を通じて特別非常勤講師の要件充足性を事前に自ら確認させることを制度的に確保するものである。

届出によって免許主義の例外を認める、という行政手続を介さずに特別非常勤講師の採用が可能になることは、免許状を有することを必要としない教育職員が存在することになる。また、都道府県教育委員会による事後的な監督や採用権者自身による事前の要件確認の機会の確保について何ら法的な担保をすることなく、免許状を有しない教育職員に児童生徒の学習指導、評価等を行わせることになる。このことは、教育職員に対してすべて免許保持義務を課すことを通じて確保している学校教育の質に対する社会的な信頼や専門職としての教育職員の地位に関する制度的保障を損うことになる。

行政手続の負担の軽減は、既に平成10年の教育職員免許法改正により、都道府県教育委員会による許可から届出に簡素化している。上記のような届出廃止の重大な影響を考慮すれば、さらなる行政手続の負担の軽減は、書類の軽減や届出手段の工夫を都道府県教育委員会に促すなどの運用によって行うことが適当である。